

学校法人 柳城学院

寄 附 行 為

施行認可	昭和28年 1 月 3 1 日
変更認可	昭和53年 2 月 2 4 日
変更認可	昭和63年 1 月 1 1 日
変更認可	平成 7 年1 2月 1 5 日
変更認可	平成12年 3 月 2 4 日
変更認可	平成18年 3 月 3 1 日
変更認可	平成22年1 0月 5 日
変更認可	平成31年 3 月 3 1 日

## 学校法人柳城学院 寄附行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は学校法人柳城学院と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は事務所を名古屋市昭和区明月町二丁目54番地（名古屋柳城短期大学内）に置く。

### 第2章 目的及び設置する学校

#### (目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、並びに私立学校法の趣旨に準拠し、キリスト教の理想に遵い国際平和と民主国家建設に貢献し得る有為なる幼稚園教諭、保育士及び介護福祉士の養成、並びに幼稚園等の教育事業及び保育事業を經營することを目的とする。

#### (設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の学校を設置する。

- 一 名古屋柳城短期大学 保育科
- 二 名古屋柳城短期大学附属柳城幼稚園
- 三 名古屋柳城短期大学附属三好丘聖マーガレット幼稚園
- 四 幼保連携型認定こども園名古屋柳城短期大学附属豊田幼稚園

### 第3章 役員及び理事会

#### (役員)

第5条 この法人の役員の定数は次の通りとする。

- 一 理事 8名
- 二 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長職を解任するときも、同様とする。

#### (理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- 一 名古屋柳城短期大学学長
- 二 日本聖公会中部教区主教
- 三 日本聖公会の聖職者及び信徒より2名
- 四 評議員の内から評議員会の互選によって定められた者2名

- 五 本項第一号から第四号までに該当する者が選任した者2名
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる理事は、その選任の条件となっている地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員を含む）または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、第6条の第一号から第二号までの者を除いて3年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任の役員が選出されるまでは、その職務を継続する。

(役員補充)

第9条 理事又は監事が欠けたときは、すみやかに補充をしなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の出席の理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。
- 三 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、互選により理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事職務)

第14条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会および評議員会に提出すること。
- 四 本項第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会および評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き理事長をもってあてる。
- 5 理事長は理事5名以上から会議に付議すべき事項を示して請求あるときは、その請求のあった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会は理事5名以上出席しなければ開会できない。
- 7 理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 8 理事会の議事は法令またはこの寄附行為に特別の規定がある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(業務決定の委任)

第16条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委託することができる。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて

置かなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)

第18条 評議員会は17名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は理事長が招集する。
- 3 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから、評議員の互選で定める。
- 4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ開会できない。
- 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 9 議長は評議員として議決に加わることができない。

#### (議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

#### (諮問事項)

第20条 次の事項については理事会においてあらかじめ評議員会の意見をきかなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 事業計画
- 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 収益事業に関する重要事項
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は次の各号に掲げるものとし次の範囲から理事会がこれを選任する。

- 一 教職員のうちから4名
- 二 卒業者のうちから 但し年令25年以上の者3名
- 三 理事会のうちから3名
- 四 日本聖公会の聖職者のうちから3名
- 五 名古屋柳城短期大学学生保護者のうちから 2名
- 六 理事会が適当とみとめたもの 2名

2 前項第一号、第三号、第四号及び第五号に規定する評議員はその職務及び地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

2 評議員に4名以上の欠員を生じたときは、その選出の範囲から補欠する。

但し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は次の通りとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産
- 二 授業料、入学金及びその他学校収入
- 三 この寄附行為を承認して寄附された一般の寄附金品

#### 四 国又は地方団体の助成金及び補助金

#### 五 その他の収入

##### (資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

##### (基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

##### (積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託するか、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

##### (経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

##### (会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

##### (予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入を持って償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

##### (決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は毎会計年度終了後二月以内に作成しこれにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第15条第三号の監査報告書を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の事業目的が不可能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した、日本聖公会による教育を施行する学校法人または公益法人に帰属するものとする。

(合併)

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

#### 第 7 章 寄附行為の変更

##### (寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為を変更するには理事会において出席した理事 3 分の 2 以上の議決及び、評議員会において出席した評議員 3 分の 2 以上の同意を要し、且つ文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

#### 第 8 章 補足

##### (書類及び帳簿の備付)

第 41 条 この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- 四 その他必要な書類及び帳簿

##### (公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は名古屋柳城短期大学掲示場に掲示して行う。

##### (施行細則)

第 43 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為は昭和28年1月31日からこれを施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事	大西 猥介
全	P. S. C パウルス
全	フランシス ホーキンス
全	高嶺 昇
全	水野智彦
全	山本隆一
全	原田敏雄
全	近藤八重子
監事	キャサリン スタート
全	足立 照

3 昭和53年2月24日 一部改正

4 昭和63年1月11日 一部改正

5 文部大臣の認可（平成7年12月15日）のこの寄附行為は、平成8年4月1日より施行する。

6 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年3月24日）から施行する。

7 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

8 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年10月5日）から施行する。

9 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成31年3月31日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、並びに私立学校法の趣旨に準拠し、キリスト教の理想に遵い国際平和と民主国家建設に貢献し得る有為なる幼稚園教諭、保育士及び介護福祉士の養成、並びに幼稚園等の教育事業及び保育事業を経営することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の学校を設置する。</p> <p>一 <u>名古屋柳城女子大学</u>  <u>こども学部 こども学科</u></p> <p>二 名古屋柳城短期大学 保育科</p> <p>三 名古屋柳城短期大学附属柳城幼稚園</p> <p>四 名古屋柳城短期大学附属三好丘聖マーガレット幼稚園</p> <p>五 幼保連携型認定こども園名古屋柳城短期大学附属豊田幼稚園</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 この法人の役員の定数は次の通りとする。<u>ただし、第6条第1項の第一号から第六号の理事のうち、いずれかが他のものと兼任する場合には、本項第一号に定める理事数から当該兼任数を減ずるものとする。</u></p> <p>一 理事 <u>9</u>名</p> <p>二 監事 2名</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 <u>名古屋柳城女子大学学長</u></p> <p>二 名古屋柳城短期大学学長</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、並びに私立学校法の趣旨に準拠し、キリスト教の理想に遵い国際平和と民主国家建設に貢献し得る有為なる幼稚園教諭、保育士及び介護福祉士の養成、並びに幼稚園等の教育事業及び保育事業を経営することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の学校を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p>一 名古屋柳城短期大学 保育科</p> <p>二 名古屋柳城短期大学附属柳城幼稚園</p> <p>三 名古屋柳城短期大学附属三好丘聖マーガレット幼稚園</p> <p>四 幼保連携型認定こども園名古屋柳城短期大学附属豊田幼稚園</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 この法人の役員の定数は次の通りとする。</p> <p>一 理事 <u>8</u>名</p> <p>二 監事 2名</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 名古屋柳城短期大学学長</p>

<p>三 日本聖公会中部教区主教  四 日本聖公会の聖職者及び信徒より  2名  五 評議員の内から評議員会の互選に  よって定められた者2名  六 本項第一号から第五号までに該当  する者が選任した者2名</p> <p>2 前項第一号から第五号までに掲げる理事  は、その選任の条件となっている地  位を退いたときは、理事の職を失う  ものとする。</p> <p>(役員任期)  第8条 役員任期は、第6条の第一号か  ら第三号までの者を除いて3年とする。  但し、補欠の役員任期は、前任者の残  任期間とする。</p> <p>(評議員会)  第18条 評議員会は19名の評議員をもつて  組織する。</p> <p>(評議員選任)  第22条 評議員は次の各号に掲げるものとし  次の範囲から理事会がこれを選任する。  一 教職員のうちから4名  二 卒業者のうちから 但し年令25  年以上の者3名  三 理事会のうちから3名  四 日本聖公会の聖職者のうちから3  名  五 名古屋柳城女子大学学生保護者の  うちから2名  六 名古屋柳城短期大学学生保護者の  うちから2名  七 理事会が適当とみとめたもの2名</p> <p>2 前項第一号、第三号、第四号及び第五号、</p>	<p>二 日本聖公会中部教区主教  三 日本聖公会の聖職者及び信徒より  2名  四 評議員の内から評議員会の互選に  よって定められた者2名  五 本項第一号から第四号までに該当  する者が選任した者2名</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる理事  は、その選任の条件となっている地  位を退いたときは、理事の職を失う  ものとする。</p> <p>(役員任期)  第8条 役員任期は、第6条の第一号  から第二号までの者を除いて3年とす  る。但し、補欠の役員任期は、前任者  の残任期間とする。</p> <p>(評議員会)  第18条 評議員会は17名の評議員をもつて  組織する。</p> <p>(評議員選任)  第22条 評議員は次の各号に掲げるものとし  次の範囲から理事会がこれを選任する。  一 教職員のうちから4名  二 卒業者のうちから 但し年令25  年以上の者3名  三 理事会のうちから3名  四 日本聖公会の聖職者のうちから3  名  (新設)  五 名古屋柳城短期大学学生保護者の  うちから2名  六 理事会が適当とみとめたもの2名</p> <p>2 前項第一号、第三号、第四号及び第五号</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第六号に規定する評議員はその職務及び地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>9 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>に規定する評議員はその職務及び地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（追加）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		2018 年度	開設年度の前年度	開設年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合 計
	設置経費	校 地 (うち造成費)		-	-	-	-	-	-
施 設		基 準 内	-	91,907千円	141,343千円	-	-	-	233,250千円
		基 準 外	-		11,616千円	-	-	-	11,616千円
設 備		図 書	-	2,833千円	2,086千円	1,297千円	-	-	6,216千円
		教 具 校 具 備 品	-	4,764千円	99,167千円	-	-	-	103,931千円
小 計		-	99,504千円	254,212千円	1,297千円	-	-	355,013千円	
新設校の開設年度の経常経費					284,600千円				284,600千円
合 計			-	99,504千円	538,812千円	1,297千円	-	-	639,613千円

  

既設校からの転共用	施 設	基 準 内	587,311千円
		基 準 外	36,802千円
	設 備	図 書	79,402千円
		教具・校具・備品	30,863千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	489,613千円	2018年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金1,257,130千円のうち489,613千円を財源に充当 ※既存建築物(ロッカー棟)の解体費用1,007,994円を保有している
有価証券	150,000千円	2018年度までに学納金等事業活動収入から購入された有価証券150,000千円(公社債額面金額150,000千円)を財源に充当
合 計	639,613千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財産目録総括表				
科目	年度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産		2,556,932千円	2,948,478千円	2,948,478千円
二 運用財産		1,735,422千円	1,676,603千円	1,676,603千円
三 負債額		420,678千円	870,087千円	870,087千円
1 固定負債		155,944千円	386,519千円	386,519千円
2 流動負債		264,734千円	483,568千円	483,568千円
四 基本財産+運用財産		4,292,353千円	4,625,081千円	4,625,081千円
五 純資産(四-三)		3,871,676千円	3,754,994千円	3,754,994千円

## 貸借対照表

平成31年 3月 31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,125,416,258	2,740,393,890	385,022,368
有形固定資産	2,948,477,706	2,556,931,928	391,545,778
特定資産	23,503,889	28,371,134	△ 4,867,245
その他の固定資産	153,434,663	155,090,828	△ 1,656,165
流動資産	1,499,664,843	1,551,959,581	△ 52,294,738
資産の部合計	4,625,081,101	4,292,353,471	332,727,630
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	386,519,225	155,944,122	230,575,103
流動負債	483,567,804	264,733,728	218,834,076
負債の部合計	870,087,029	420,677,850	449,409,179
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	4,156,637,591	3,899,916,318	256,721,273
第1号基本金	4,099,637,591	3,842,916,318	256,721,273
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	57,000,000	57,000,000	0
繰越収支差額	△ 401,643,519	△ 28,240,697	△ 373,402,822
純資産の部合計	3,754,994,072	3,871,675,621	△ 116,681,549
負債及び純資産の部合計	4,625,081,101	4,292,353,471	332,727,630

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	柳城女子大学に係る新校舎建設及び既存校舎改修等工事	・鉄骨造3階建579.68㎡ ・既設校舎改修工事(研究室、教室、図書館、ロッカー室、事務室等)	令和元年5月 ～ 令和3年3月	
	柳城女子大学に係る新校舎及び既設校舎等の設備、備品整備	椅子、机、書架、楽器、AV機器等	令和元年5月 ～ 令和3年3月	
	柳城女子大学に係る新校舎及び既設校舎等の学内ネットワーク工事	LANケーブル敷設、 関連機器整備	令和元年5月 ～ 令和2年3月	
	柳城女子大学に係る新校舎及び既設校舎等の学内電話工事	電話工事等	令和元年5月 ～ 令和2年3月	
	柳城女子大学に係る新校舎建設及び既存校舎改修等工事 設計・監理費	・鉄骨造3階建579.68㎡ ・既設校舎改修工事(研究室、教室、図書館、ロッカー室、事務室等)	令和元年5月 ～ 令和3年3月	
令和2年度	該当なし			
令和3年度	該当なし			
令和4年度	該当なし			
令和5年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		名古屋柳城女子大学分	名古屋柳城女子大学分	名古屋柳城女子大学分	名古屋柳城女子大学分
学生生徒納付金収入		95,900	175,000	254,100	342,200
手数料収入		3,075	3,075	3,075	4,975
寄付金収入		500	500	1,000	2,000
補助金収入		0	0	0	0
資産運用収入		0	0	0	0
資産売却収入		1,190	2,380	4,170	6,060
事業収入		0	0	0	0
雑収入		800	800	1,000	1,500
借入金収入		0	0	0	0
前受金収入		16,800	16,800	16,800	16,800
その他収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 16,800	△ 16,800	△ 16,800	△ 16,800
前年度繰越支払資金		0	△ 227,535	△ 338,243	△ 382,544
収入の部合計		101,465	△ 45,780	△ 74,898	△ 25,809

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		名古屋柳城女子大学分	名古屋柳城女子大学分	名古屋柳城女子大学分	名古屋柳城女子大学分
人件費支出		163,594	190,863	213,466	218,000
教育研究経費支出		27,380	47,550	59,880	63,830
管理経費支出		35,026	20,650	22,300	25,250
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		93,000	21,400	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[ 予備費 ]		10,000	12,000	12,000	12,000
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		△ 227,535	△ 338,243	△ 382,544	△ 344,889
支出の部合計		101,465	△ 45,780	△ 74,898	△ 25,809

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度				
		名古屋柳城女子大学分	開設2年目 名古屋柳城女子大学分	開設3年目 名古屋柳城女子大学分	完成年度 名古屋柳城女子大学分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	95,900	175,000	254,100	342,200
		手数料	3,075	3,075	3,075	4,975
		寄付金	500	500	1,000	2,000
		経常費等補助金/給付金	0	0	0	0
		付随事業収入	1,190	2,380	4,170	6,060
		雑収入	800	800	1,000	1,500
		教育活動収入 計	101,465	181,755	263,345	356,735
	支出	人件費	163,594	190,863	213,446	218,000
		教育研究経費	70,980	88,550	97,880	99,830
		管理経費	36,026	21,650	23,300	26,250
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計	270,600	301,063	334,626	344,080		
教育活動収支差額		-169,135	-119,308	-71,281	12,655	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		-169,135	-119,308	-71,281	12,655	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		14,000	12,000	12,000	12,000	
基本金組入前当年度収支差額		-183,135	-131,308	-83,301	655	
基本金組入額合計		-458,000	-21,400	0	0	
当年度収支差額		-641,135	-152,708	-83,301	655	
前年度繰越収支差額		0	-641,135	-793,843	-877,144	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-641,135	-793,843	-877,144	-876,489	
(参考)						
事業活動収入 計		101,465	181,755	263,345	356,735	
事業活動支出 計		284,600	313,063	346,626	356,080	